

# 令和8年度 羽曳野市会計年度任用職員(心理相談員) 募集要領

## 職種・区分・受験資格・採用予定人数

職種	区分	受験資格	採用予定人数
心理相談員 (月給払)	特定業務職員	心理学の専門課程を修了のこと 公認心理師の資格があれば尚可	1名

※資格、免許その他の条件を満たさなかった人は、この試験において得た一切の資格を失います。

※人数は予定であり、受験者の成績により変動します。

※地方公務員法第16条(欠格事項)に該当する方は応募できません。

## 1 選考

- (1) 方 法 書類選考、面接試験
- (2) 面接日時 申し込み受付時に本人と相談のうえ決定します。
- (3) 面接場所 羽曳野市誉田4丁目2番3号 羽曳野市立保健センター

## 2 合否の決定・発表

合否にかかわらず受験者全員に通知します。

## 3 受験申込受付

- (1) 受付期間 令和8年2月2日(月)より受付(※合格者が採用予定人数に達し次第終了)  
※土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時30分～午後5時30分
- (2) 受付場所 羽曳野市役所こども家庭支援課(羽曳野市立保健センター)
- (3) 提出書類等

提出書類	①会計年度任用職員採用試験申込書(※署名、写真貼付のこと) ②公認心理師登録証の写し(公認心理師の資格有の場合)
注意事項	○写真是、正面上半身、脱帽、無背景、縦4cm×横3cmの3か月以内に撮影したもので裏面に住所、氏名を記入したものを貼付のこと ○書類に不備がある場合は受領しません。

## 4 報酬・勤務条件等

- (1) 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日  
ただし、勤務成績が良好かつ採用予定がある場合は、再度の採用をすることがあります。  
再度の採用に係る年齢の上限は、67歳に達する年度の3月31日までです。
- (2) 報酬

報酬	期末手当	費用弁償	健康保険	厚生年金	雇用保険	退職手当
月給 255,331円 ※月給 264,739円 (※公認心理師の資格有の場合)	有	有	有	有	有	無
- (3) 勤務時間 午前9時15分から午後5時00分まで(休憩45分間)
- (4) 勤務場所 羽曳野市役所こども家庭支援課(羽曳野市立保健センター)
- (5) 業務内容 保健センターで実施している乳幼児健診(1歳半・2歳半・3歳半健診)及び経過観察健診、親子教室における発達相談(発達相談は新版K式発達検査を実施)など。
- (6) 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始
- (7) 休暇 年次有給休暇(1年度10日間)特別休暇(結婚、忌引等)
- (8) 公務災害 労働者災害補償保険法により補償

問い合わせ先

羽曳野市こどもえがお部こども家庭支援課

☎ 072-956-1000(直通)